

在学

日本学生支援機構給付奨学金(在学)申請事前確認票

★全員が確認すること

該当したら ✓	申請者(学生)が外国籍	追加提出書類
<input type="checkbox"/>	申請者(学生)が外国籍	以下のいずれか1つを準備してください。 ・「在留カード」(コピー) ・「特別永住者証明書」(コピー) ・「住民票の写し」(原本)
<input type="checkbox"/>	申請者(学生)が社会的養護を必要としていた	以下のいずれかを準備してください。 ・施設等在籍証明書(施設長発行) ・児童(里親)委託証明書(児童相談所発行) ・措置解除決定通知書(児童相談所発行)
<input type="checkbox"/>	生計維持者及び申請者(学生)が海外に居住していてマイナンバーを提出できない	本紙提出時に必要書類を指導します。
<input type="checkbox"/>	(3)以外のやむを得ない事情で生計維持者及び申請者(学生)がマイナンバーを提出できない <u>マイナンバーカードの未発行・紛失等はやむを得ない事情にあたりません。(マイナンバー入りの住民票を発行することで確認可能です)</u>	以下を準備してください。 提出不可者の 2025(令和7)年度課税証明書

★多子世帯に該当する場合に確認すること

該当したら ✓	項目	追加書類提出等
重要 <input type="checkbox"/>	<u>生計維持者全員</u> のマイナポータルの「わたしの情報」で取得できる税・所得情報や課税証明書※で、 <u>扶養親族(「特定」「一般(その他)」)と16歳未満扶養親族の数の合計が「3未満」</u> である ※税・所得情報及び課税証明書は「2025年(令和7年)度」のものを確認すること。	該当した場合は以下を学生係へ申し出てください。 ①税・課税証明書上の、扶養親族(「特定」「一般(その他)」)と、16歳未満扶養親族の数の合計数 ②本来の扶養親族数 左記を確認したマイナポータルや課税証明書の写しを持参いただくと確認がよりスムーズです
重要 <input type="checkbox"/>	<u>学生本人</u> のマイナポータルの「わたしの情報」で取得できる税・所得情報や課税証明書が以下のいずれかに該当した ① <u>2025年度の学生本人の本人該当区分が扶養控除対象になっている</u> ② <u>本人の合計所得金額が48万円を上回っている</u> ※税・所得情報及び課税証明書は「2025年(令和7年)度」のものを確認すること。	該当した場合は、 ①と②のどちらに該当したかを学生係へ申し出てください 左記を確認したマイナポータルや課税証明書の写しを持って来ていただくと確認がよりスムーズです。

裏へ続く

<input type="checkbox"/>	2025年1月1日～2026年3月31日の間に新たに出生した子ども(養子縁組・里子含む)がいる	以下のいずれかを準備 ・出生届の写し、母子手帳の写し、戸籍抄本等、子の出生日及び生計維持者の氏名が記載されたもの ・里親委託証明書等、委託開始日及び生計維持者の氏名が記載されたもの ・特別養子縁組の確定証明書、戸籍抄本等、縁組した日及び生計維持者の氏名が記載されたもの
<input type="checkbox"/>	2025年1月1日～2026年3月31日の間に、離婚、死亡、暴力等からの逃避が発生している 該当する場合、時期も記入してください ↳ <u> 年 月</u>	追加書類の準備を依頼する場合があります。 確認後、必要書類を指導します。

以上、生計維持者と確認しました。

年　月　日

学部(　工学部　・　情報工学部　)　学生番号(　　)

申請者(学生)署名

予約

日本学生支援機構給付奨学金(予約)申請事前確認票

★全員が確認すること

チェック欄	申請者(学生)が外国籍
<input type="checkbox"/>	予約採用時から離婚・死亡等で生計維持者が減っている
<input type="checkbox"/>	予約採用結果について、 <u>2026年1月末</u> までにJASSOへ「税の更正の申告」を行った
<input type="checkbox"/>	予約採用結果について、役場で税の更正は行った(これから行う予定)が、JASSOへの「税の更正の申告」※はまだしていない

★多子世帯に該当する場合に確認すること

チェック欄	項目	対応
重要 <input type="checkbox"/>	多子世帯にも関わらず、「採用候補者決定通知【進学先提出用】」の給付奨学金支援区分に「多子」の表記がない方 ※上記の「税の更正の申告」を行った場合はチェック不要	予約採用申請をした高等学校に相談してください。「税の更正の申告」についての指示を受けた場合は改めて前項にチェックしてください。 そのほかの指示を受けた場合は、本紙提出時に学生係へその内容を教えてください。

「税の更正の申告」について

奨学金申請は、申請時の自己申告と地方税情報により判定を行います。このうち、地方税情報を修正したことにより、予約採用結果について、再判定をJASSOへ依頼することを「税の更正の申告」といいます。

※自己申告の誤りによって誤った判定結果となってしまった場合は、その旨申し出てください。

- 採用されなかった…
- 支援区分が想定と違った…
- 多子世帯のはずなのに多子世帯と認定されなかった

地方税情報が誤っていた!



役場で課税情報を修正して



修正した税情報での再判定を

JASSOへ依頼!

=「税の更正の申告」



以上、生計維持者と確認しました。

年 月 日
学部(工学部 · 情報工学部) 受験番号()

申請者(学生)署名:

編入学継続

日本学生支援機構給付奨学金(編入学継続)申請事前確認票

★全員が確認すること

チェック欄	申請者(学生)が外国籍
<input type="checkbox"/>	以下の基準時点から、離婚・死亡等で生計維持者が減っている 【2024年度以前から給付奨学生】 2025年4月の在籍報告時 【2025年度から給付奨学生】 高専での給付奨学金申請時
<input type="checkbox"/>	家計急変で採用となり、現在も採用区分が家計急変である(「平常化前」であるという)場合 ※編入元学校にて、自身が入学時点で「平常化前」であるかどうかをお尋ねください。
<input type="checkbox"/>	編入学元学校の最終の支援区分が非多子世帯(「第Ⅰ区分」「第Ⅱ区分」「第Ⅲ区分」「支援対象外」)であったが、現在までに新しく生まれた子(養子縁組・里子含む)により多子世帯になる可能性がある。 該当者はいずれかを準備し、本紙と併せて提出してください。 ・出生届の写し、母子手帳の写し、戸籍抄本等、子の出生日及び生計維持者の氏名が記載されたもの ・里親委託証明書等、委託開始日及び生計維持者の氏名が記載されたもの ・特別養子縁組の確定証明書、戸籍抄本等、縁組した日及び生計維持者の氏名が記載されたもの

年 月 日
学部(工学部 · 情報工学部) 受験番号()

申請者(学生)署名: